

農用地建設業務統計調査実施要領

平成 1 5 年 4 月

農林水産省

農村振興局・生産局

目 次

農用地建設業務統計調査実施要綱	1
農用地建設業務統計調査実施要領	3
別表 1 農用地建設業務統計調査対象事業	6
別表 2 調査表の様式	8
1. 表 1 国費補助等事業地区別調査表	8
2. 表 2 都道府県、市町村単独補助事業及び融資単独事業調査表	9
別記 調査表の記入要領	10
1. 表 1 国費補助等事業地区別調査表の記入要領	12
2. 表 2 都道府県、市町村単独補助事業及び融資単独事業調査表の記入要領	38

41農地C第378号

昭和41年8月3日

42農地C第122号

昭和42年4月3日

48構改C第238号

昭和48年6月23日

(改正)

地方農政局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長
北海道知事

あて

農 林 水 産 事 務 次 官

農用地建設業務統計調査実施要綱の制定について

これまで多年にわたって、各種の土地改良事業が実施され、これが農業生産力の発展に多大の寄与をしてきたことは周知のとおりであるが、これら事業の実施については、事業種類及び事業主体が多岐にわたる等の理由により、必ずしも統一的には握されているとは言いがたい。

しかしながら、過日土地改良長期計画が閣議決定されたこととも関連し、今後毎年度の事業の実績を的確に把握することは、土地改良事業推進上の前提条件として必要不可欠なことと考えられる。

この点に鑑み、今後別紙のとおり農用地建設業務統計調査実施要綱を定め、これに基づいて各種土地改良事業の実績を統一的には握することとしたから、調査の実施に当たっては遺憾のないようにされた。

以上、命により通知する。

農用地建設業務統計調査実施要綱

(調査の目的)

第1 この調査は、主として国が行い、又は補助する土地改良事業及び農林漁業金融公庫の融資を受けて行われる土地改良事業の実績を調査することによって、土地改良事業の地域別の進捗状況を事業種別に明らかにし、もって土地改良長期計画の推進等業務の円滑な達成に資することを目的とする。

(調査対象事業及び調査項目)

第2 この調査は、次に掲げる事業について、事業費の支出状況、主要工事の施行進度及び完成受益面積若しくは造成面積を年度別に明らかにするものとする。

- (1) 農業基盤整備費に含まれる事業
- (2) 災害復旧等事業費に含まれる事業
- (3) 農業構造改善対策費に含まれる土地基盤整備事業
- (4) 都道府県及び市町村が国の補助を受けないで行い、又は補助する事業
- (5) 土地改良区、農業者等が国の直接又は間接の補助を受けないで農林漁業金融公庫の融資により行う土地改良事業
- (6) その他(1)から(5)までに準ずる事業

(調査主体等)

第3 この調査においては調査表及び集計表（以下「調査表等」という。）の作成並びに収集、集計を行うものとし、調査の主体は次に掲げるとおりとする。

- (1) 調査表等の作成 公団営等の事業については本省、国営事業については地方農政局（北海道にあっては北海道開発局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）、その他の事業については都道府県
- (2) 調査表等の収集・集計 本省及び地方農政局

(調査対象年度及び調査スケジュール)

第4 この調査においては、調査実施年度の前年度の実績を明らかにするものとし、調査実施年度におけるスケジュールはおおむね次のとおりとする。

- (1) 調査表等の作成 4月中旬～7月下旬
- (2) 地方農政局の行う調査表等の収集・集計 8月上旬～8月下旬
- (3) 本省の行う調査表等の収集・集計 9月上旬～翌年1月下旬

(調査の総括)

第5 この調査の総括は、農村振興局計画部土地改良企画課において行うものとする。

(調査結果の取扱い)

第6 農村振興局は、調査結果を印刷し、公表するとともに、これを本省関係部局の長、地方農政局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長及び都道府県知事に送付するものとする。

2 昭和42年度以降において、土地改良事業の実績を公表しようとするときは、原則としてこの調査の結果によるものとする。

第7 この調査の実施については、この要綱に定めるもののほか、別に関係局長の定める調査の実施要領によるものとする。

6 構改 C 第 5 2 4 号
平成 6 年 8 月 1 8 日

各 地 方 農 政 局 長
北 海 道 開 発 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
北 海 道 知 事

} あて

構 造 改 善 局 長

畜 産 局 長

農用地建設業務統計調査実施要領の制定について

農用地建設業務統計調査実施要綱（昭和 4 1 年 8 月 3 日付け 4 1 農地 C 第 3 7 8 号農林事務次官依命通達。以下「要綱」という。）が制定され、これに基づき昭和 4 1 年度から土地改良事業の実績の調査を行っているところであるが、平成 6 年度以降のこの調査の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、別紙要領の定めるところによることとしたので遺憾のないようにされたい。

なお、農用地建設業務統計調査実施要領（昭和 5 9 年 6 月 9 日付け 5 9 構改 C 第 3 6 7 号構造改善局長、畜産局長通達）は廃止する。

また、貴局管内県知事には、貴職から通知されたい。

12構改C第823号

平成12年12月27日

各地方農政局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長
北海道知事

} あて

構造改善局長

畜産局長

農用地建設業務統計調査実施要領の一部改正について

農林水産省設置法（平成11年法律第98号）、農林水産省組織令（平成12年政令第253号）、農林水産省組織規則（平成12年中央省庁等改革推進本部令第47号）その他の中央省庁等改革関係法令の施行に伴い、農用地建設業務統計調査実施要領の一部を別紙のとおり改正し、平成13年1月6日から施行することとされたので、御了知願いたい。

なお、貴管内の都府県に対しては、貴職からこの旨を通知されたい。

農用地建設業務統計調査実施要領

(趣 旨)

第1 農用地建設業務統計調査（以下「同調査」という。）は、要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところにより行うものとする。

(調査対象事業)

第2 要綱第2の調査対象事業の内訳は別表1のとおりとする。

(調査の方法)

第3 調査表に必要事項を記入する。調査表の様式は別表2のとおりとし、記入要領は別記のとおりとする。

(調査表の提出)

第4 都道府県は、毎年度9月15日までに地方農政局（北海道にあっては北海道開発局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局）に調査表を提出するものとし、地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局は管下の都道府県から提出のあった調査表及び自ら作成した調査表をあわせて10月15日までに農村振興局に提出するものとする。

第5 調査結果の集計は、農村振興局において行うものとする。

2 集計は、土地改良長期計画の達成状況が明らかになるように行うものとする。

(統計情報部の行う調査との調整)

第6 この調査のうち、農用地の造成及び地目変換を伴う事業に係る調査表の記入に当たっては、農林水産省大臣官房統計情報部の行う「耕地及び作付面積統計」の「耕地の拡張・かい廃面積」に係る調査と十分調整をとるものとする。

(その他)

第7 各年度における同調査の調査表及び記入要領に係る軽微な変更については、別に農村振興局長が定めるところによる。

別表 1

農用地建設業務統計調査対象事業

I. 国が行いまたは補助する事業 1. 農業生産基盤整備事業 (1) 国営かんがい排水事業 (2) 補助かんがい排水事業 (3) ほ場整備事業 (4) 諸土地改良事業 (5) 畑地帯総合農地整備事業 (6) 草地畜産基盤整備事業 (7) 畜産基盤再編総合整備事業 (8) 国営農地再編開発事業 (9) 干拓事業 (10) 水資源開発公団事業 (11) 緑資源公団事業 2. 農村整備事業 (1) 農道整備事業 (2) 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 (3) 農業集落排水事業 (4) 農村総合整備事業 (5) 農村振興田園空間整備事業 (6) 中山間総合整備事業 3. 農地等保全管理事業 (1) 直轄地すべり対策事業 (2) 国営総合農地防災事業 (3) 農地防災事業 (4) 農地保全事業 (5) 農村環境保全対策事業 (6) 国営造成施設管理事業 (7) 土地改良施設管理事業 4. 農業生産基盤整備事業等諸費	5. 非公共事業（農業生産基盤整備に限る） (1) 農業振興 (2) 農業経営構造対策 (3) 畜産再編総合対策 6. 土地改良調査計画費 (1) 土地改良調査計画費 (2) 農業生産基盤整備調査計画費補助 7. 農業施設災害関連 (1) 農業用施設等災害関連事業 (2) 直轄地すべり対策災害関連緊急事業 (3) 鉱害対策事業 8. 後進地域特例法適用団体等補助率差額交付事業 (1) 農業生産基盤整備事業 (2) 農村整備事業 (3) 農地等保全管理事業 (4) 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 (5) 農業施設災害関連事業 9. 地方事務費 II. 都道府県単独補助事業 III. 市町村単独補助事業 IV. 融資単独事業
--	--

表1 国費補助等事業地区別調査表

[illegible]

表2 都道府県、市町村単独補助事業及び融資単独事業調査表

年度	事業費	市町村番号	市町村名
都道府県	市町村	都道府県名	市町村名

年度 事業費 (千円)

事業区分	コード	農業生産基盤		生活環境基盤	
		用排水路	その他	農業・集落道	その他
都道府県事業	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
市町村事業	21				
	22				
	23				
	24				
	25				
融資事業	31				
	32				
	33				
	34				
	35				

年度 生産基盤等の整備面積

事業区分	コード	農業生産基盤		生活環境基盤	
		用排水路	その他	農業・集落道	その他
都道府県事業	41				
	42				
	43				
	44				
	45				
市町村事業	51				
	52				
	53				
	54				
	55				
融資事業	61				
	62				
	63				
	64				
	65				

年度 下水道普及状況

下水道普及状況	人口	下水道人口	下水道普及率
都道府県			
市町村			
事業費			
融資			

年度 事業費実施見込み

事業区分	コード	農業生産基盤		生活環境基盤	
		用排水路	その他	農業・集落道	その他
都道府県事業	71				
	72				
	73				
	74				
	75				
市町村事業	81				
	82				
	83				
	84				
	85				
融資事業	91				
	92				
	93				
	94				
	95				

農業生産基盤 用排水路 用水排水路等のかんがい排水施設の建設・改良。なお、かんがい排水施設に係る維持補修費は、「その他」を含む。

生活環境基盤 農業・集落道 農業・集落道の建設・改良。農業・集落道の建設・改良に係る維持補修費は、「その他」を含む。
 農業・集落道 農業・集落道の建設・改良。農業・集落道の建設・改良に係る維持補修費は、「その他」を含む。
 農業・集落道 農業・集落道の建設・改良。農業・集落道の建設・改良に係る維持補修費は、「その他」を含む。
 農業・集落道 農業・集落道の建設・改良。農業・集落道の建設・改良に係る維持補修費は、「その他」を含む。

別記 調査票の記入要領

目 次

1. 表1	国費補助等事業地区別調査票の記入要領	1 2
別紙1	水系番号	2 8
	主要水系と都道府県の対応	
	(1) 一級河川	2 9
	(2) その他河川	3 0
別紙2	主要工事の記入単位	3 1
別紙3	事業区分(コード番号)と事業主体	3 2
2. 表2	都道府県、市町村単独補助事業及び融資単独事業調査表の記入要領	3 8

1. 表1 国費補助等事業地区別調査表の記入要領

項 目	記 入 要 領
1. 一般的事項	当調査表は、1事業地区ごとに一枚の調査表を作成する。
(1) 局 番 号 都道府県番号 市町村番号	右表を参照して、地区ごとにそれぞれの該当番号を記入する。 北海道にあっては、都道府県番号はそれぞれの支庁の該当番号を記入する。
(2) 地 区 番 号	① 地区番号は、都道府県単位でそれぞれの事業地区について②の要領で5桁で定める。 その地区番号は、その地区の固有番号とし、事業完了までは番号の変更は行わず、事業が完了した場合には、当該番号を欠番とし、新規地区では新番号を設けて、その番号を記入する。 ② 地区番号は、事業種ごとに次のように定めて記入する。 ア. 地区番号の始めの2桁はアルファベットで事業コードと対応させることとし、対応は右表のとおりとする。 イ. 残り3桁は数字で表し、右表のアルファベットの組み合わせごとに001からの連番号とする。 ウ. ア、イの組み合わせにより地区番号を定める。
(3) 事務所等番号	事務所等番号は、当該事業地区の所轄する都道府県の事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）の番号とする。 都道府県単位でそれぞれの事務所等について2桁で定めるとともに、その事務所等の固有番号とする。 なお、国営事業及び公団営事業にあっては、番号を92とする。
(4) 年 度	調査対象年度を記入する。
(5) 予 算 地 域	右表を参照して地区ごとに、それぞれの該当番号を記入する。
(6) 局 名 都道府県名 主な市町村名	それぞれ事業地区ごとに、記入する。 複数の市町村にまたがる場合は、受益面積が一番大きい市町村を記入することとする。
(7) 地 区 名	地区名は、原則として予算執行上の取扱いとする。 上段には、カタカナでふりがなをふることとする。
(8) 事 業 名	別紙3の事業区分（コード番号）と事業主体の小分類による事業名を記入する。（例 都道府県営かんがい排水事業 一般）

説 明 内 容

1 一般的事項

(1) 局番号

農政局 等 名	番号
北海道	1
東北	2
関東	3
北陸	4
東海	5
近畿	6
中国	7
九州	8
沖縄	9

都道府県番号

都道府 県 名	番号	都道府 県 名	番号	都道府 県 名	番号	都道府 県 名	番号
北海道	※	東京	13	滋賀	25	香川	37
青森	02	神奈川	14	京都	26	愛媛	38
岩手	03	新潟	15	大阪	27	高知	39
宮城	04	富山	16	兵庫	28	福岡	40
秋田	05	石川	17	奈良	29	佐賀	41
山形	06	福井	18	和歌山	30	長崎	42
福島	07	山梨	19	鳥取	31	熊本	43
茨城	08	長野	20	島根	32	大分	44
栃木	09	岐阜	21	岡山	33	宮崎	45
群馬	10	静岡	22	広島	34	鹿児島	46
埼玉	11	愛知	23	山口	35	沖縄	47
千葉	12	三重	24	徳島	36		

※北海道は、支庁番号を記入すること。

※北海道支庁番号

支所名	番号	支所名	番号
石狩	01	釧路	13
渡島	02	根室	14
檜山	03		
後志	04		
空知	05		
上川	06		
留萌	07		
宗谷	08		
網走	09		
胆振	10		
日高	11		
十勝	12		

(2) 地区番号

事業コード 大 分 類	1桁目の 地区番号	事業コード 中 分 類	2桁目の 地区番号
10	A	01	A
20	B	02	B
30	C	03	C
40	D	04	D
50	E	05	E
60	F	06	F
70	G	07	G
80	H	08	H
00	Z	09	K
		10	L
		11	M
		00	Z

(5) 予算地域番号

地域名	番号
農水省	1
北海道	2
離島	3
沖縄	4
奄美	5

※ただし、一部例外がある。

(7) 地区名

地区名は、事業実績報告書を参考にして記入する。

新規及び新規完了地区は、地区名を破線で囲まれた1マスごとに左詰めで漢字で記入し、上段にカタカナでふりがなをふる。

地 区 名 (上段にフリガナをふる)									
ヤマモト									
山	元								

継続・完了及び休止地区は、フィードバック表に地区名が打ち込まれているので、地区名に変更が生じた場合は修正すること。

項 目	記 入 要 領
2. 地区の概要 (1) 事業コード (2) 事業主体 (3) 経 緯 (4) 関係市町村区分 (5) ウルグアイ・ラウンド 対策地区区分 (UR対策地区区分) (6) 工 期 (7) 水 系 番 号 (8) 受 益 面 積	別紙3の事業区分（コード番号）と事業主体から、それぞれの事業に該当する番号を記入する。 (1)の事業に該当する番号に○印を記入する。（1～7） 該当する番号に○印を記入する。（1～5） 「新規」は当該年度に新規着工のもの 「継続」は前年度より事業継続中のもの 「完了」は前年度より事業を継続し、当年度に完了又は中止したもの 「新規完」は当年度事業を着工し、単年度で完了したもの 「休止」は当年度休止したものをいう。 なお、全体実施設計のある事業種にあつては、これを事業期間に含めるものとする。 当該事業の受益地が1市町村か複数の市町村にまたがっているかどうかを明示する。右表を参照して事業地区ごとに記入する。 平成10年度予算（当初、3次補正）で事業費が投入され、ウルグアイ・ラウンド（以下「UR」という。）関連農業農村整備緊急対策地区として認定を受けた地区をUR対策地区として明示すること。 右表を参照して事業地区ごとに記入する。 事業の「始期」「終期」を元号の年次で記入する。 別紙1の水系番号を参照して地区ごとに、一級河川又はその他の河川の該当番号を記入する。 受益面積は、事業計画書の計画受益面積を記入する。 なお、集落排水事業のような受益面積の概念がない事業については、記入する必要はない。

説 明 内 容

(1) 事業コード

事業名と事業コードの関係は、一致していないとエラーになるので表をみて十分に確認をすること。

(2) 事業主体

事業主体と事業コードの関係は、一致していないとエラーになるので表をみて確認する。

(3) 経緯

継続・完了地区等の場合は、下段の着色されているところに、データが打ち込まれているが、変更する場合は、そのデータに○をつけるのではなく、上段の調査票の数字に○をつける。

(4) 関係市町村区分

区 分	番号	備 考
単 独	1	受益が1つの市町村のみである。
複 数	2	受益が2つ以上の市町村にまたがっている。

(5) UR対策区分

区 分	番号	備 考
対象地区である	1	UR対象地区として認定を受けた。
対象地区ではない	2	認定をうけていない。

(6) 工 期 平成9年度→0.9と記入する。

管理事業（国営造成施設管理事業等）は、特に終期が確定していない場合は、〔始期年度＋基幹施設の耐用年数〕とし、終期が3桁になる場合は、99を記入することとする。

(7) 水系番号

「2の事業区分（コード番号）と事業主体」の●の事業については、水系コードは999と記入することとする。

項 目	記 入 要 領
3. 事 業 費	① 総事業費は、当該年度当初の事業費、完了地区にあつては事業完了時の事業費を記入する。また、国土総合開発事業調整費（以下「国土調整費」という。）がある場合には、総事業費に含める。 ② 当年度支出事業費の負担額については、国営地区にあつては、当該年度の<u>会計実地検査提出調査</u>をもとに、補助事業にあつては、当該年度の<u>事業実績報告書等</u>をもとにそれぞれ記入することとする。 <u>繰り越しの扱いは、前年度からの繰越しで当該年度の支出額は、当該年度に含めることとする。</u> <u>翌年度以降への繰り越しについては、翌年度以降の事業費に含めることとする。</u> ③ 当年度支出事業費の負担額は、当該年度の負担区分により国費、都道府県費、市町村費、農家負担、公庫融資及びその他に区分して記入する。ただし、その区分が不可能な場合は、その他に一括計上する。 なお、直轄事業のうち国営土地改良事業特別会計によるもの及び公団営事業にあつては、地区別の決算額をもとに、当年度支出事業費のうち国庫が負担する国費以外の借入金（財政投融资資金）について、実際に負担する区分の「財投資金」欄に記入する。 ④ 国が補助する事業にあつては、地方事務費は地区別の配分が困難なことから、ここでは事業費に含めず、各都道府県ごとに一枚の調査表にまとめて計上する。 事業コードは、000001とし、事業主体は都道府県とする。 経緯は新規完了とする。

説 明 内 容

- | |
|--|
| <p>○国営事業 ……「会計実地検査提出調書」を参考に記入する。</p> <p>○補助事業等 ……「事業実績報告書」等を参考に記入する。</p> |
|--|

項 目	記 入 要 領
4. 主 要 工 事 ア. ポンプ イ. ダム ウ. 頭首工 エ. 水 路 オ. 農 道 カ. 集落道	① 事業量は、別紙2の「主要工事の記入単位」を参考に、「全体」及び「当年度」別にその数量を記入する。 なお、補償工事として実施する事業量は記入しない。 ② 共同事業により実施される施設の事業量については、その施工主体のいかんにかかわらず、当該事業量に関連する箇所数、延長を記入するとともに取水量等については、その該当事業に係る取水量等のみについて記入する。 ③ 工事により施工された施設の記入に当たっては、主要工事欄で指定された施設のみを調査の対象とし、その他については記入しないこととする。 ④ 「当年度」とは、事業計画書に記載されている内容で工事が施工され、完了したもの（工種として完了したもの）を対象として、次により記入するものとする。 箇所数は、機場数とし、当該施設が完了した年度に記入する。 取水量等の能力を機場ごとに記入する。 「ダム」とは、河川法第44条（）書きに定めるダム及びこれに準じるものとする。 （注）河川法第44条 ダム（河川の流域を貯留し、又は取水するための第26条の許可を受けて設置するダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが、15メートル以上のものをいう。以下同じ。） 箇所数は、当該施設が完了した年度に記入する。 有効貯水量の単位は、百万トンとする。 同一施設が2カ所以上ある場合にはその合計値とする。 頭首工の箇所数は、当該施設が完了した年度に記入する。 取水量は、同一施設が2カ所以上ある場合には、その合計値とする 装工水路及びコンクリートずいどう（トンネル）は、土水路・素堀ずいどうとして出来ても完了とせず、舗装等が完了した時点で完了として取り扱う。 農道は、砂利道にあつては、敷砂利を行った時点を完了とし舗装道（農道橋も含む）にあつては、アスファルト等による舗装が完了したもの、すなわち事業計画に記載された内容で施工・完了したときの完了延長を記入する。 農道の幅員は全幅である（有効幅員ではない）。 集落道は、農村総合整備事業等で実施される農村環境基盤整備の集落道についても上記に準じて記入する。

事業種別の取扱い

- ダム設置に伴う付替道路等の補償施設等については、調査対象とはしない。
(補償工事については、前述した3の事業費には計上するが、主要工事には計上しないものとする。)

- 当年度については、以下のように行う。
 - 国営事業 ……調査年度の会計実地検査提出調書の工事施行状況調書を参考に記入する。
 - 補助事業等 ……事業実績報告書等を参考に記入する。

- 農地防災事業の老朽ため池の整備にあつては、主要工事のダムの欄には記入しない。

- 水路にあつては、おおむね3～5ha未満の支配面積を有する程度の施設は、対象としない。
小規模のサイフォン・水路橋等については、附帯施設として整備するとともに水路延長に含める。

- 農道にあつては幹線及び支線道路の延長とし、耕作道はここでは含めないものとする。
農地保全整備事業において、水路兼用農道がある場合には水路及び農道の主要工事の欄に記入することとする。

項 目	記 入 要 領
5. 受益形態別面積の記入方法等	受益形態別に、それぞれの面積等を記入する。 <u>その際、同一の農用地を対象に2以上の受益形態が発生する場合には、その受益形態に対応する項目ごとにそれぞれの面積等を記入する。</u>
ア. 全体	① 原則として、土地改良法の手続きに基づく事業計画の確定した計画内容により記入する。ただし、事業継続中に軽微な変更がある場合には、計画変更の手続き完了以前であっても、それ（軽微な変更後の計画）によることとする。 ② その場合は、事業費の欄に記入された全体事業費と整合性を持たせること（記入にあたっては、事業実施課と十分に打ち合わせる）。 また、非公共事業等の土地改良法の手続きによらない場合であっても、これに準じることとする。
イ. 前年度まで	前年度までの数字は、事業が施行されてからの累積された値であるため、変更を要する場合は、本省あるいは地方局の担当者と打ち合わせを行うこと。
ウ. 当年度	① 当年度に完了した面積等について記入する。なお、それぞれの受益形態の違いによって年度単位で完了として取り扱うものと、事業完了年度に一括して取り扱うものがあり、記入に当たっての区分は、右表の「受益形態別完了の取扱い区分一覧表」によるものとする。 ② 事業（地区）完了年度に完了として一括記入する場合は、全体受益形態別面積等と一致すること。 また、農村総合整備事業等の総合整備事業にあつては、工種単位に受益形態別面積等を把握することとし、それぞれに関連する工事が完了した年度をもって当年度完了欄に記入する。 ③ <u>当年度の完了面積等を記入する場合には、事業成績書、または事業実績報告書より記入する。</u>
受益形態別の説明	
ア. 用水改良 (畑かんを除く)	水田補水を主たる目的とした用水改良を対象とするもの。
イ. 畑かん	① 基幹…既耕地（畑）を対象に畑かんの基幹施設のみを施工する国、都道府県営かん排事業等によるもの。 ② 末端…既耕地（畑）を対象として末端まで畑かんの施設を施工する畑地帯総合土地改良事業、土地改良総合整備事業等によるものとする。 ③ 造成地…農地造成とあわせて畑かんを実施するもの、従って、造成地は農地造成と重複して記入することになる。

事業種別の取扱い

→ 当調査における実績は原則として、面的事業にあたっては各事業の「出来高」を、線的事業にあたっては当該事業完了年度に全面積を一括して把握することとしている。

→ 国営・都道府県営かんがい排水については、受益形態別面積は事業完了年度に一括して完了として取り扱うものとする。ただし、用排水系統がそれぞれに独立している場合にあっては、それぞれの系統単位で所要の工事が完了したものについて、それに係る受益形態別面積を記入する。

○受益形態別完了の取扱い区分一覧表

完了取扱い 受益形態	年度単位 の記載	事業完了 時点の 一括記載
用水改良		○
畑地かんがい		○
排水改良		○
区画整理	○	
暗渠排水	○	
客土	○	
農道		○
農地防災		○
農地保全		○
公害対策等		○
農用地造成	○	
草地改良	○	
地目転換	○	
干拓・埋立		○
換地処分		○
施設用地整備	○	
公園緑地整備	○	
営農飲雑用水		○
集落排水		○

項 目	記 入 要 領
ウ. 排水改良	水田及び畑の排水改良を対象とするもの。
エ. 区画整理	ほ場整備事業等により既耕地の区画形質を変更するものについて記入する。ただし、非農用地区域等の土地は含めないものとする。
オ. 暗渠排水	有材暗渠を対象とする。（初がら暗渠を含む。）
カ. 客土	土壌改良のために実施される搬入客土及び流水客土で、公害防除特別土地改良事業で実施される客土はここに含めない。 なお、他の事業とあわせて行う事業として実施される客土はこれに含めるものとする。
キ. 農道	事業計画書に記載されている受益面積を記入する。
ク. 農地防災	防災ダム、ため池等整備、湛水防除の各事業計画書の受益面積を記入する。
ケ. 農地保全	農地保全事業のうち、地すべり対策、農地侵食防止事業等で承水路、集水路、排水路等の線的施設で農地災害を防止するもの。
コ. 公害対策等	公害防除特別土地改良事業の以下の事業にあつては、一括して「公害対策等」欄に記入する。 ○農用地土壌汚染対策事業 ○水質汚濁対策事業 ○要観察地域等対策事業 または、水質障害対策事業により水質が改善される農地面積及び、地盤沈下対策事業により実施される対象面積とする。
サ. 農用地造成	農地造成…山林原野等の未墾地から農地を造成するものについて記入する。 草地造成…草地開発事業等について、山林原野等から草地造成、飼料畑造成するものについて記入する。
シ. 草地改良	草地開発事業等のうち、草地整備改良、飼料畑整備、野草地改良面積を記入する。
ス. 地目転換	農地間において地目転換するものについて記入する。
セ. 干拓・埋立	干拓事業により造成される農用地面積とする。 埋立については、干拓地等農地整備事業で埋立により造成された農用地面積とする。
ソ. 換地処分	農地集団化事業、ほ場整備（区画整理）事業等の換地を伴う土地改良事業については、換地計画に基づき実施された対象面積とする。

事業種別の取扱い

→ 区画整理については、ほ場整備事業等の補助対象期間の最終年度中に換地処分まで完了したものとして取り扱うものとする。

区画整理と併せて客土及び暗渠排水が重複して実施される場合にあっては、それぞれの受益形態別面積も同時に把握し、それぞれの受益形態別面積の欄に記入する。

区画整理は、換地処分を伴うことから必ず換地処分面積を把握して「換地処分」の欄に記入する。

→ この調査では、計画上1地区のものが予算執行上分割採択された地区にあっては、それぞれ分割された地区を1地区として取り扱うものとする。

なお、この際それぞれの分割地区の受益面積は、全体面積をそれぞれの事業費又は施工延長等の割合で適宜按分して記入するものとする。

→ 農用地造成の完了面積は、土壤改良まで完了した時点をもって農用地造成が完了したものとする。

農用地造成による開畑のうち、造成後畑地かんがいを実施するものについては、畑かんの「造成地」にも受益形態別面積を記入することとする。

→ 干拓・埋立に係る受益形態別面積は農用地面積のみとし、干拓の受益形態別面積の計上は原則として、畑にあっては畑作物の作付が可能となった時点とする。

→ 換地処分は、予算上の補助対象期間に「換地処分又は移動」が完了した旨の土地改良法に基づく公告が完了しなくても、その最終年度にすべて完了したものとして取り扱う。

項 目	記 入 要 領
タ. 施設用地整備	農業用施設用地等の用地として具体的な整地工等の実施面積とする。
チ. 公園緑地整備	公園及び緑地として具体的な整地工等の実施面積とする。
ツ. 営農飲雑用水	防除用水、家畜の飲用水、野菜等の洗浄水等に係る受益戸数を記入する。
テ. 集落排水	農業用排水の汚濁防止や生活環境の整備を図るため必要な排水施設に係る農業集落数を記入する。単位は集落数とする。 ここでいう集落は、2000世界農林業センサスで集落調査の対象となった農業集落をいう。
6. 区画整理の区画形状別面積 (田)	区画整理当年度の欄には、「受益形態別面積等」の区画整理(田)の当年度実施面積を転記する。 その面積の内訳を以下の5つの区画の大きさ別に記入する。 また、①・②のうちけい畔除去によるものの面積を記入する。 ① 「1.0ha以上」 ② 「0.5～1.0ha」 ③ 「0.3～0.5ha」 ④ 「0.2～0.3ha」 ⑤ 「0.2ha未満」
7. 農村整備事業に係る事業費内訳	農村整備事業のうち、農村総合整備事業、農村振興整備事業、中山間総合整備事業のそれぞれの事業について、全体事業費を以下の4つに分けて内訳を記入することとする。 (事業名の詳細については、別紙3の事業区分(コード番号)と事業主体を参考とする) 【生産基盤】…ほ場整備 農業用排水施設整備 農用地開発 その他農用地の開発、改良のための施設整備 等 【環境基盤】…農道・農業集落道 農業集落排水施設整備 営農飲雑用水施設整備 用地整備 集落防災安全施設整備 等 【環境施設】…農業集落環境管理施設整備 農村環境改善センター 農村公園施設整備 等 【その他】…農地防災・保全に関するもの及び上記以外のもの

事業種別の取扱い

○農村総合整備事業の主な事業工種

	工 種	工 種 の 内 容
生産 基盤	○ほ場整備	農用地につき行う区画整理及びこれと相当の関連がある他の工事を一体として行う工事
	○農業用排水施設整備	農業用排水施設の新設、廃止又は変更の事業
	○その他農用地の開発、改良のための施設整備	農用地開発事業及び農用地の改良のために必要な施設の新設、廃止又は変更の事業
環境 基盤	○農道・農業集落道整備	農道、集落道、索道または軌道等運搬施設の新設、廃止または変更の事業
	○農業集落排水施設整備	農業用排水施設の水質保全、機能維持を図るために行う雨水・汚水を排除する施設及び、これと連絡する排水路並びにこれらに付帯する処理機能等の整備
	○営農飲雑用水施設整備	家畜の飼育、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水の供給施設の整備
	○用地整備	圃場整備、換地の手法によって創出された用地等であって、公用公共用施設、農業近代化施設用地等に提供するものの整備
環境 施設	○農業集落環境管理施設整備	農業集落における環境を保全するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設の整備及びこれらに付帯する施設の整備
	○農村環境改善センター	農業経営及び農村生活の改善合理化、農業者等農村在住者の健康増進、地域連帯の醸成等を図り、農村の環境整備を組織的に推進するための多目的施設の整備
	○農村公園施設整備	農業者等農村在住者の健康増進または憩いの場等としての児童公園、運動公園、緑地、多目的広場等に係る利用施設及びこれに付帯する施設の整備
そ の 他	○農地防災事業	農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するため必要な施設の新設、廃止又は変更
	○上記以外の分類に属さないもの	特認事業等で上記の分類に属さないもの

項 目	記 入 要 領
【事業区分（コード番号）の注意点】	
1. 農業生産基盤整備事業等諸費 (400000)	対象となる事業は、以下のとおり ○21世紀型水田農業等々ほ場整備促進事業 ○中山間ふるさと・水と土保全対策事業 ○農用地整備公団事業償還円滑化特別対策事業 ○担い手育成農地集積事業
2. 非公共事業 (農業生産基盤整備に限る) (500000)	農業生産基盤整備事業等諸費については、地区別の配分が困難なことから、当年度国費を各都道府県ごとに一枚の調査表にまとめて記入することとする。 ア. この調査では、農業経営対策事業のうち農業生産基盤整備事業に係る事業のみを対象として調査するものとする。 したがって、事業費についても農業生産基盤整備事業に係る事業費のみについて記入する。 イ. 受益形態別面積の記入については他の事業と同様に、それぞれ工程の該当欄に記入する。
3. 土地改良調査計画費 (600000)	調査計画費については、土地改良調査計画費と農業生産基盤調査計画費補助に分けて記入することとする。 なお、調査計画費は地区別の配分が困難なことから、当年度の事業費を都道府県毎に一枚の調査表にまとめて記入することとする。
4. 農業用施設災害関連事業 (700000)	対象となる事業は以下のとおり。 ○農業用施設等災害関連事業 ○直轄地すべり対策災害関連緊急事業 ○鉱毒対策事業
5. 後進地域特例法適用団体等補助率差額交付事業 (800000)	後進地域特例法適用団体等補助率差額交付事業については、当年度差額を各都道府県ごとに一枚の調査表にまとめて記入することとする。
6. 地方事務費 (000001)	地方事務費については、地区別の配分が困難なことから、当年度事業費を各都道府県ごとに一枚の調査表にまとめて記入することとする。
【調整について】	受益面積の記入に当たっては、各事業の担当課と十分調整確認するものとする。また、造成面積の記入に当たっては、耕地面積統計調査との整合を図るため、各都道府県に所在する統計情報事務所等と調整することとする。

説 明 内 容
→ 土地改良調査計画費については、事業主体が国である土地改良調査計画費と事業主体が県等の農業生産基盤整備調査計画費に分けられる。 引用資料は、地方農政局農村振興課経理係等でまとめている当該年度の土地改良調査計画費等決算調書を参考に記入すること。

別紙1 水系番号

番号	水系名
001	天塩川
002	渚滑川
003	湧別川
004	常呂川
005	網走川
006	留萌川
007	石狩川
008	尻別川
009	後志利別川
010	釧路川
011	沙流川
012	釧路川
013	十勝川
014	岩木川
015	高瀬川
016	馬淵川
017	北上川
018	鳴瀬川
019	名取川
020	阿武隈川
021	米代川
022	雄物川
023	子吉川
024	最上川
025	赤川
026	久慈川
027	那珂川
028	利根川
029	荒川(埼玉, 東京)
030	多摩川

番号	水系名
031	鶴見川
032	相模川
033	荒川(新潟, 山形)
034	阿賀野川
035	信濃川
036	関川
037	姫川
038	黒部川
039	常願寺川
040	神通川
041	庄川
042	小矢部川
043	手取川
044	梯川
045	狩野川
046	富士川
047	安倍川
048	大井川
049	菊川
050	天龍川
051	豊川
052	矢作川
053	庄内川
054	木曾川
055	鈴鹿川
056	雲出川
057	櫛田川
058	宮川
059	由良川
060	淀川

番号	水系名
061	大和川
062	円山川
063	加古川
064	揖保川
065	紀の川
066	新宮川
067	九頭竜川
068	北川
069	千代川
070	天神川
071	日野川
072	斐伊川
073	江の川
074	高津川
075	吉井川
076	旭川
077	高梁川
078	芦田川
079	太田川
080	小瀬川
081	佐波川
082	吉野川
083	那賀川
084	土器川
085	重信川
086	肱川
087	物部川
088	仁淀川
089	四万十川
090	遠賀川

番号	水系名
091	山国川
092	筑後川
093	矢部川
094	松浦川
095	六角川
096	嘉瀬川
097	本明川
098	菊池川
099	白川
100	緑川
101	球磨川
102	大分川
103	大野川
104	番匠川
105	五ヶ瀬川
106	小丸川
107	大淀川
108	川内川
109	肝属川
110	その他河川(北海道)
111	" (東北)
112	" (関東)
113	" (北陸)
114	" (東海)
115	" (近畿)
116	" (中国)
117	" (四国)
118	" (九州)
119	" (沖縄)

主要河川と都道府県の対応

(1) 一級河川

地域	水系番号	水系名	関係都道府県名	地域	水系番号	水系名	関係都道府県名
北海道	007	石狩川	北海道	中部	049	菊川	静岡
	001	天塩川	北海道		053	庄内川	愛知、岐阜
	013	十勝川	北海道		058	宮川	三重
	012	釧路川	北海道	近畿	060	淀川	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、三重
	004	常呂川	北海道		065	紀の川	奈良、和歌山
	008	尻別川	北海道		067	九頭竜川	福井、岐阜
	010	鶴川	北海道		061	大和川	大阪、奈良
	011	沙流川	北海道		059	由良川	京都、兵庫
	009	後志利別川	北海道		064	揖保川	兵庫
	003	湧別川	北海道		062	摂田川	兵庫
	005	網走川	北海道		063	加古川	兵庫
	002	清川	北海道		066	新宮川	三重、和歌山、奈良
	006	留萌川	北海道		068	北川	福井、滋賀
東北	017	北上川	岩手、宮城	中国	079	太田川	広島
	024	最上川	山形		075	吉井川	岡山
	020	阿武隈川	宮城、福島、山形		073	江の川	島根、広島
	022	雄物川	秋田		076	旭川	岡山
	014	岩木川	青森		072	斐伊川	鳥取、島根
	021	米代川	秋田、岩手、青森		069	千代川	鳥取
	019	名取川	宮城		081	佐波川	山口
	018	鳴瀬川	宮城		077	高梁川	岡山、広島
	016	馬淵川	青森、岩手		078	高田川	岡山、広島
	025	赤川	山形		071	日野川	鳥取
	023	子吉川	秋田		074	高津川	島根
	015	高瀬川	青森		070	天神川	鳥取
関東	028	利根川	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京	四国	082	吉野川	徳島、香川、愛媛、高知
	029	荒川	埼玉、東京		089	四万十川	愛媛、高知
	046	富士川	山梨、静岡、長野		088	仁淀川	愛媛、高知
	027	那珂川	茨城、栃木、福島		085	重信川	愛媛
	030	多摩川	東京、神奈川、山梨		083	那賀川	徳島
	026	久慈川	福島、茨城、栃木		086	肱川	愛媛
	031	鶴見川	東京、神奈川	九州	087	物部川	高知
北陸	032	相模川	神奈川、山梨		084	土器川	香川
	035	信濃川	新潟、長野		092	筑後川	福岡、佐賀、大分、熊本
	034	阿賀野川	福島、群馬、新潟		107	大淀川	宮崎、鹿児島、熊本
	041	庄川	富山、岐阜		108	川内川	宮崎、鹿児島、熊本
	043	手取川	石川		090	遠賀川	福岡
	042	小矢部川	富山、石川		105	五ヶ瀬川	大分、宮崎、熊本
	039	常願寺川	富山		101	球磨川	熊本、宮崎、鹿児島
	033	荒川	新潟、山形		100	緑川	熊本
	040	神通川	富山、岐阜		103	大野川	大分、熊本、宮崎
	036	関川	新潟、長野		091	大山川	福岡、大分
中部	037	姫川	新潟、長野		095	六角川	佐賀
	038	黒部川	富山		098	菊池川	熊本、大分
	044	梯川	石川		102	大白川	大分
	054	木曾川	長野、岐阜、愛知、三重、滋賀		099	白川	熊本
	050	天竜川	長野、静岡、愛知		094	松浦川	佐賀
	052	矢作川	岐阜、愛知、長野		109	肝属川	鹿児島
	051	豊川	愛知		106	小丸川	宮崎
	047	安倍川	静岡		104	番匠川	大分
	056	雲出川	三重、奈良		097	本明川	長崎
	048	大井川	静岡		093	矢部川	福岡
	045	狩野川	静岡		096	嘉瀬川	佐賀
	055	鈴鹿川	三重				
	057	櫛田川	三重				

(2) その他河川

水系名	110 その他河川 (北海道)	111 その他河川 (東北)	112 その他河川 (関東)	113 その他河川 (北陸)	114 その他河川 (東海)
都道府県	北海道	青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 山梨 長野 静岡	新潟 富山 石川 福井	岐阜 愛知 三重
水系名	115 その他河川 (近畿)	116 その他河川 (中国)	117 その他河川 (四国)	118 その他河川 (九州)	119 その他河川 (沖縄)
都道府県	滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山	鳥取 島根 岡山 広島 山口	徳島 香川 愛媛 高知	福岡 佐賀 長門 熊本 大分 宮崎 鹿児島	沖縄

別紙2 主要工事の記入単位

調査表に記入する単位は次のとおりとする。

施設名	記入単位	記入例	
		実数	記入数値
ポンプ：用水機揚水量 排水機揚水量	1 m ³ /sec	13.26 m ³ /s	13▲26
ダム：有効貯水量	100万ト	12,355,678ト	12▲4
頭首工：取水量	1 m ³ /sec	15.23 m ³ /s	15▲23
水路：延長	1000m	15,252m	15▲3
農道：延長 集落道	1000m	15,252m	15▲3

注：(1)調査表に印刷されている▲印は、記入単位の位置を示しているので記入に当たっては、上記要領に従って数値を記入すること
(2)記入例の記入数値未満の数値については四捨五入すること

事業区分（コード番号）と事業主体

事業区分 受 益 形 態	コード番号			地区 番号	事業主体							表 1 記入
	大 分 類	中 分 類	小 分 類		1 国	2 県	3 公 団	4 市 町 村	5 改 良 区	6 農 協	7 そ 他	
I. 国が行い、又は補助する事業												
1. 農業生産基盤整備事業	10	00	00									
(1) 国営かんがい排水事業												
国営かんがい排水（一般型）	10	01	11	AA	○							○
国営かんがい排水（特別型）	10	01	12	AA	○							○
国営農業用水再編対策	10	01	13	AA	○							○
国営造成土地改良施設整備	10	01	14	AA	○							○
直轄明渠排水（北海道）	10	01	15	AA	○							○
内水排除（北海道）	10	01	16	AA	○							○
畑地帯総合土地改良パイロット（北海道）	10	01	18	AA	○							○
国営環境保全型かんがい排水（北海道）	10	01	19	AA	○							○
国営農業用水再編対策（地域用水機能増進型）	10	01	20	AA	○							○
国営流域水質保全機能増進事業	10	01	21	AA	○							○
(2) 補助かんがい排水事業												
かんがい排水												
県営かんがい排水（一般型）	10	02	11	AB		○						○
県営かんがい排水（特定地域型）	10	02	21	AB		○						○
農業用水再編対策事業	10	02	22	AB		○						○
農業用水再編対策（地域用水機能増進型）	10	02	23	AB		○						○
流域水質保全機能増進事業	10	02	24	AB		○		○	○			○
農業水利施設緊急更新整備事業	10	02	25	AB		○						○
広域農業基盤緊急整備型	10	02	31	AB		○						○
排水対策特別型												
緊急生産調整推進排水対策特別事業	10	02	42	AB		○						○
基幹水利施設補修事業												
県営	10	02	61	AB		○						○
(3) ほ場整備事業												
ほ場整備事業（担い手育成型）												
区画整理型	10	03	14	AC		○						○
高度利用型	10	03	15	AC		○						○
ほ場整備事業（一般型）												
一般型	10	03	24	AC		○						○
大区画型	10	03	25	AC		○						○
農地還元資源利活用型	10	03	26	AC		○						○
(4) 諸土地改良事業												
土地改良総合整備事業												
土地改良総合整備												
一般型	10	04	11	AD		○						○
調査設計	10	04	15	AD				○	○	○	●	○
新生産調整推進型	10	04	16	AD		○						○
集約農業型	10	04	17	AD		○						○
省力化対策特別型	10	04	18	AD		○						○
特定地域型	10	04	19	AD		○						○
担い手育成型	10	04	20	AD		○						○
土づくり型	10	04	21	AD		○						○
緊急生産調整推進型	10	04	22	AD		○						○
水田農業振興緊急整備型	10	04	23	AD		○						○
担い手支援型	10	04	24	AD		○						○

事業種区分	事業コード			地区番号	事業主体							表1記入
	大分類	中分類	小分類		1 国	2 県	3 公団	4 市町村	5 改良区	6 農協	7 その他	
土地改良融資事業等指導監督費	10	04	31	AD		○		○	○		○	●
小規模零細地域農業基盤整備事業	10	04	41	AD				○				○
先進技術導入モデル事業	10	04	51	AD		○						○
畑地かんがい推進モデルほ場設置事業	10	04	61	AD		○		○				○
地域用水機能増進事業	10	04	71	AD				○	○			○
需要即応型畑地かんがいモデル事業	10	04	81	AD		○		○				○
(5) 畑地帯総合農地整備事業												
畑地帯総合整備事業												
一般	10	05	21	AE		○						○
緊急整備型	10	05	22	AE		○						○
担い手育成型	10	05	25	AE		○						○
担い手支援型	10	05	26	AE		○						○
畑地帯開発整備事業												
都道府県営農地開発	10	05	31	AE		○						○
都道府県営草地開発	10	05	33	AE		○						○
都道府県営干拓	10	05	34	AE		○						○
(6) 草地畜産基盤整備事業 (生産局)												
道営草地整備改良	10	06	11	AF		○						○
都道府県営公共牧場整備	10	06	12	AF		○					○	○
団体営草地開発整備	10	06	14	AF		○		○		○	○	○
農業公社牧場設置	10	06	15	AF							○	○
団体営公共牧場整備	10	06	16	AF		○		○		○	○	○
担い手育成草地整備改良	10	06	18	AF		○					○	○
草地林地一体の利用総合整備事業	10	06	19	AF		○					○	○
(7) 畜産基盤再編総合整備事業 (生産局)												
畜産基盤再編総合整備事業	10	07	21	AG		○					○	○
(8) 国営農用地再編開発事業												
国営農地再編整備	10	08	11	AH	○							○
国営農地開発	10	08	12	AH	○							○
国営総合農地開発	10	08	13	AH	○							○
国営草地開発	10	08	14	AH	○							○
国営干拓	10	09	11	AK	○							○
(10) 水資源開発公団事業												
建設事業	10	10	11	AL			○					○
管理事業	10	10	12	AL			○					○
(11) 緑資源公団事業												
農用地総合整備事業	10	11	11	AM			○					○
農用地等緊急保全整備事業	10	11	12	AM			○					○
畜産基地建設事業	10	11	14	AM			○					○
特定中山間保全整備事業	10	11	15	AM			○					○

事業種区分 受 益 形 態	事業コード			地区番号	事業主体							表1記入
	大分類	中分類	小分類		1 国	2 県	3 公団	4 市町村	5 改良区	6 農協	7 その他	
2. 農村整備事業	20	00	00									
(1) 農道整備事業												
広域農道	20	01	11	BA		○						○
一般農道	20	01	12	BA		○						○
(2) 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業												
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	20	02	11	BB		○		○	○			○
(3) 農業集落排水事業												
農業集落排水事業												
農業集落排水統合補助事業	20	03	12	BC		○		○	○	○	○	○
農業集落排水資源循環統合補助事業	20	03	13	BC		○		○	○	○	○	○
(4) 農村総合整備事業												
農村総合整備事業												
農村総合整備事業	20	04	11	BD		○						○
農村総合整備統合補助事業	20	04	15	BD				○	○	○	○	○
集落基盤整備事業	20	04	16	BD		○		○	○	○	○	○
集落地域整備統合補助事業	20	04	17	BD				○	○	○	○	○
地域開発関連整備	20	04	23	BD		○		○	○	○	○	○
畜産環境総合整備（生産局）												
畜産環境整備事業	20	04	31	BD		○		○		○	○	○
草地畜産活性化環境整備事業	20	04	32	BD		○		○		○	○	○
資源リサイクル畜産環境整備事業	20	04	33	BD		○		○		○	○	○
(5) 農村振興整備事業												
農村振興総合整備事業	20	05	51	BE		○		○	○	○	○	○
田園整備事業												
田園空間整備事業	20	05	15	BE		○		○	○	○	○	○
田園交流基盤整備事業	20	05	16	BE		○						○
地域用水環境整備事業												
地域用水環境整備型	20	05	23	BE		○		○	○	○	○	○
歴史的施設保全型	20	05	31	BE		○		○	○	○	○	○
(6) 中山間総合整備事業												
中山間総合整備事業												
中山間地域総合整備事業	20	06	11	BF		○		○				○
農地環境整備事業	20	06	12	BF		○		○				○
中山間地域総合農地防災事業	20	06	13	BF		○		○	○	○	○	○

事業種区分 受 益 形 態	事業コード			地区 番号	事業主体							表 1 記入
	大 分 類	中 分 類	小 分 類		1 国	2 県	3 公 団	4 市 町 村	5 改 良 区	6 農 協	7 そ の 他	
3. 農地等保全管理事業	30	00	00									
(1) 直轄地すべり対策事業 直轄地すべり対策事業	30	01	11	CA	○							○
(2) 国営総合農地防災事業 国営総合農地防災事業	30	02	11	CB	○							○
(3) 農地防災事業												
防災ダム事業												
防災ダム	30	03	11	CC		○						○
防災ため池	30	03	12	CC		○						○
利活用保全施設整備事業	30	03	13	CC		○						○
地震対策ため池防災	30	03	14	CC		○		○				○
ため池等整備事業												
一般	30	03	21	CC		○		○	○	○	○	○
農業用河川工作物応急対策	30	03	22	CC		○		○	○	○	○	○
湛水防除事業	30	03	31	CC		○		○				○
(4) 農地保全事業												
地すべり対策事業	30	04	11	CD		○		○	○	○	○	○
農地保全整備事業												
農地侵食防止	30	04	22	CD		○		○	○	○	○	○
特殊農地保全整備	30	04	23	CD		○		○	○	○	○	○
農地機能保全対策	30	04	25	CD		○						○
(5) 農村環境保全対策事業												
水質保全対策事業												
一般型	30	05	11	CE		○		○	○	○	○	○
耕土流出防止型	30	05	12	CE		○		○				○
公害防除特別土地改良事業	30	05	21	CE		○		○				○
地盤沈下対策事業	30	05	31	CE		○						○
総合農地防災事業												
国営附帯県営農地防災事業	30	05	41	CE		○						○
農村地域環境保全整備事業	30	05	42	CE		○						○
(6) 国営造成施設管理事業												
直轄管理	30	06	11	CF	○							○
水利管理	30	06	12	CF	○							○
総合管理	30	06	13	CF	○							○
権利調整対策	30	06	14	CF	○							○
(7) 土地改良施設管理事業												
国営造成施設管理（補助）	30	07	11	CG		○		○				○
土地改良施設維持管理適正化事業	30	07	21	CG		○		○	○	○	○	●

事業種区分 受 益 形 態	事業コード			地区 番号	事業主体							表 1 記入
	大 分 類	中 分 類	小 分 類		1 国	2 県	3 公 団	4 市 町 村	5 改 良 区	6 農 協	7 そ の 他	
4. 農業生産基盤整備事業等諸費	40	00	00									
農業生産基盤整備事業等諸費	40	01	11	DA		○						●
5. 非公共事業（農業生産基盤のみ）	50	00	00									
(1) 農業振興費												
新山村振興等農林漁業特別対策事業	50	01	11	EA		○		○	○	○	○	○
水田汎用化土地基盤整備事業	50	01	15	EA				○	○	○	○	○
棚田地域等保全整備事業	50	01	16	EA		○		○	○	○	○	○
担い手育成基盤整備関連流動化促進事業	50	01	17	EA		○		○	○	○	○	○
ふるさと水と土ふれあい事業	50	01	18	EA		○		○	○			○
基盤整備促進事業												
基盤整備事業	50	01	19	EA				○	○	○	○	○
農用地等集団化事業	50	01	20	EA				○	○	○	○	○
野菜特別対策事業	50	01	21	EA				○	○	○	○	○
(2) 農業経営対策費												
アイヌ農林漁業対策事業	50	01	13	EA				○	○	○	○	○
経営構造対策事業	50	02	14	EB				○	○	○	○	○
アグリ・チャレンジャー支援事業	50	02	15	EB					○	○	○	○
販路開拓緊急対策事業	50	02	16	EB					○	○	○	○
(3) 生産振興総合対策（生産局）												
自給飼料増産総合対策事業	50	03	15	EC				○		○	○	○
6. 土地改良調査計画費	60	00	00									
(1) 土地改良調査計画費	60	01	11	FA	○							●
(2) 農業生産基盤整備調査計画費補助	60	01	21	FA		○		○				●
7. 農業施設災害関連	70	00	00									
(1) 農業用施設等災害関連事業	70	01	11	GA		○		○	○	○	○	○
(2) 直轄地すべり対策災害関連緊急事業	70	01	21	GA	○							○
(3) 鉋毒対策事業	70	01	31	GA		○		○	○	○	○	○
8. 後進地域特例法適用団体等補助率差額交付事業	80	00	00									
後進地域特例法適用団体等補助率差額交付	80	01	11	HA		○						●
9. 地方事務費	00	00	01	ZZ		○						●
Ⅱ. 都道府県単独補助事業												
Ⅲ. 市町村単独補助事業												
Ⅳ. 融資単独事業												

※右端の●のついている事業については、調査計画費及び事業費のみを記入することとする。

2. 表2 都道府県、市町村単独補助事業及び融資単独事業調査表の記入要領

1. 調査対象

当調査は、国の補助を受けないで農用地の開発・整備に係わる事業（災害復旧事業は除く。）を実施したもので、都道府県単独事業（都道府県が単独に実施、または補助する事業）、市町村単独事業（市町村が単独に実施または補助する事業）及び融資単独事業（農林漁業金融公庫の融資を受け、法人ないし個人が単独に土地改良事業を行うもの。）を対象とする。

2. 調査表作成単位

調査対象年度（以下「当年度」という。）において新たに事業を実施したもの及び継続中のもの（当年度において完了したものを含む。）で、都道府県単独事業で事業主体が都道府県のものは都道府県、その他は市町村が作成するものとする。

項 目	記 入 要 領
1. 一般的事項	
①調査表の作成 及び対象市町村	都道府県単独事業で、事業主体が都道府県のものは、都道府県が記入するものとする。 それ以外については、市町村が記入するものとする。 市町村は、 <u>農業振興地域指定市町村</u> を対象とする。
②調査対象事業	対象事業は、農用地の開発・整備に係わる事業（ハード事業）にかかるものを対象とし、推進事業（ソフト事業）、草刈りや日常の運転経費、災害復旧事業及び事業に直接関係のない試験研究費は除く。
(1)局番号 都道府県番号 事務所等番号 市町村番号	右表を参考にして、それぞれの該当番号を記入する。 北海道にあつては、都道府県番号はそれぞれの支庁の該当番号を記入する。 事務所等番号は、当該市町村を所轄する都道府県の事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）の番号とする。 都道府県単位でそれぞれの事務所等について、2桁で定めるとともに、その事務所等の固有番号とする。 都道府県単独事業で事業主体が都道府県の場合、調査表の事務所番号は99、市町村番号は999と記入することとする。
(2)年度事業費	① 事業費は決算額とし、当年度事業費を農業生産基盤と生活環境基盤（右表参照）に分けて負担区分別に記入する。 ② 事業費の表示は、工事費の千円未満を切り捨てにし、千円単位で記入する。 ③ 事業費は、直接事業に係るものとし、職員の給与や事務的経費等は含まない。ただし、分割が不可能である場合はこの限りではない。 <u>繰り越しの扱いは、前年度からの繰越しで当該年度の支出額は、当該年度に含めることとする。</u> <u>翌年度以降への繰り越しについては、翌年度以降の事業費に含めることとする。</u>

説 明 内 容

(1) 局番号

農政局 等 名	番号
北海道	1
東北	2
関東	3
北陸	4
北海道	5
近畿	6
中国	7
九州	8
沖縄	9

都道府県番号

都道府 県 名	番号	都道府 県 名	番号	都道府 県 名	番号	都道府 県 名	番号
北海道	※	東京	13	滋賀	25	香川	37
青森	02	神奈川	14	京都	26	愛媛	38
岩手	03	新潟	15	大阪	27	高知	39
宮城	04	富山	16	兵庫	28	福岡	40
秋田	05	石川	17	奈良	29	佐賀	41
山形	06	福井	18	和歌山	30	長崎	42
福島	07	山梨	19	鳥取	31	熊本	43
茨城	08	長野	20	島根	32	大分	44
栃木	09	岐阜	21	岡山	33	宮崎	45
群馬	10	静岡	22	広島	34	鹿児島	46
埼玉	11	愛知	23	山口	35	沖縄	47
千葉	12	三重	24	徳島	36		

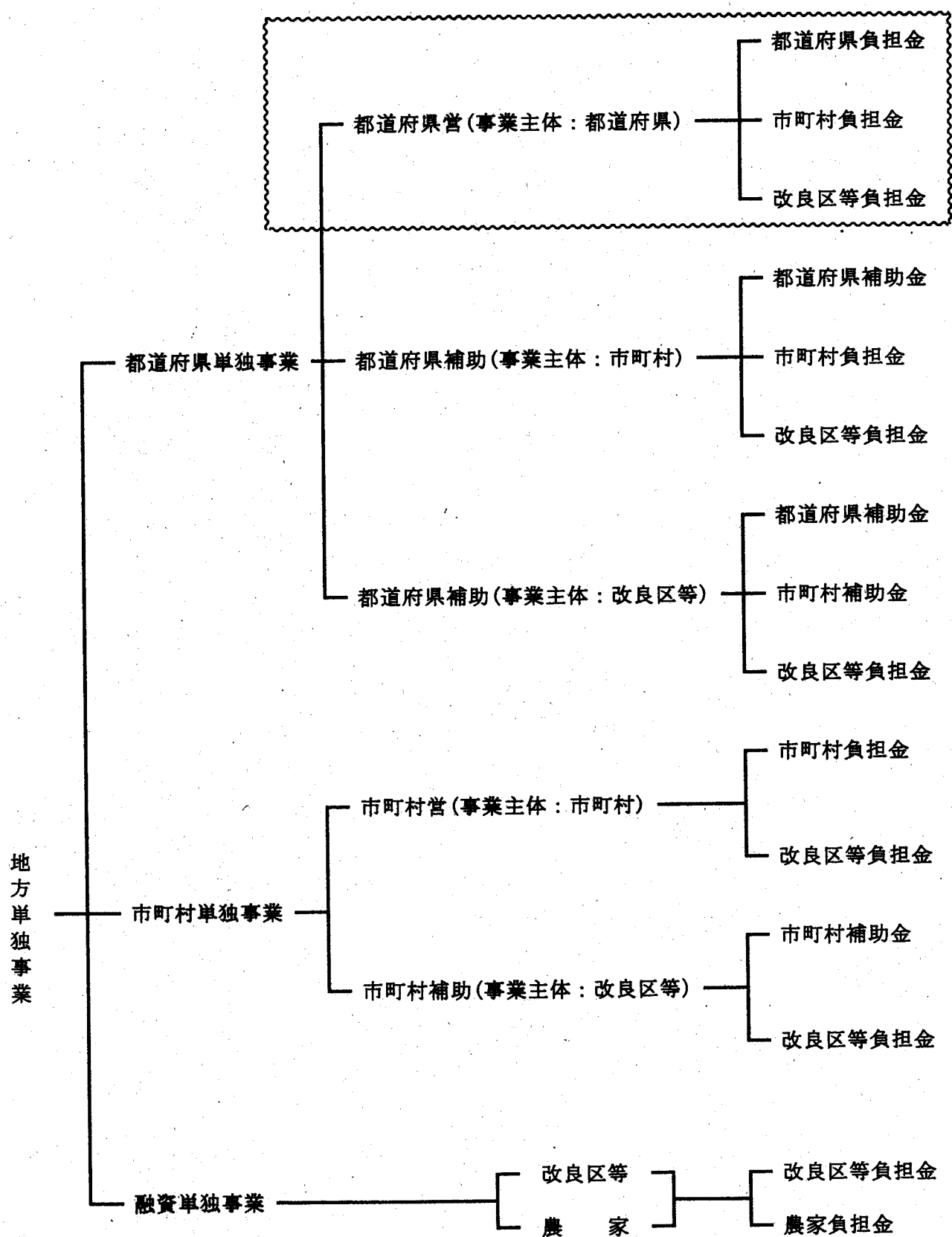
※北海道は、支庁番号を記入すること。

(2) 年度事業費

工種の区分		内 容
農業 生産 基盤	用排水路	用排水路等のかんがい排水施設の新設・改良。 なお、かんがい排水施設に係る維持補修費は、「その他」に含む。
	そ の 他	上記以外の区画整理、暗渠排水、客土、土層改良、草地整備等の農地の整備、農地保全、農用地造成（農地造成、草地造成）に係る事業費、かんがい排水施設に係る維持補修費及びこれらに付帯した調査・計画費等。
生活 環境 基盤	農道・集落道	農道・集落道の新設、改良、舗装。索道の新設。 なお、農道・集落道の軽微な改良、維持補修費等は「その他」に含む。
	集 落 排 水	汚水処理施設の整備を伴う集落排水施設（以下、「集落排水（処理あり）」）の整備であって、汚水処理施設及び管理、中継ポンプ等の管理施設の建設。 なお、雨水処理のみの集落排水施設の整備（以下「集落排水（処理なし）」）は、「その他」に含む。
	そ の 他	集落道の整備、集落排水（処理なし）の整備、営農飲雑用水施設整備、用地整備（農業公園、農産物流通加工施設等の用地整備）、集落防災安全施設、畜産環境整備、水辺環境等の修景施設の整備、集落排水施設（処理あり）等の維持補修費。

項 目	記 入 要 領
(3)生産基盤整備の整備面積等	① 事業区分に従って、当年度における完了面積及び延長を記入する。 ② 事業種別の記入については、以下のとおりとする。 なお、記入数値未満の数値について四捨五入する。
ア. 農道・集落道	当年度に施工した農道・集落道の延長（新設・改良と舗装単独に区分）をm単位で記入する。
イ. 用排水改良 （畑かんを除く）	水田補水を主たる目的とした用水改良、及び水田・畑の排水改良を行う事業を対象として、当年度における完了面積を記入する。 ただし、事業が2年以上にわたった場合、年度別完了面積の確認の困難な地区は、完了年度に全面完了として取り扱う。
ウ. 畑地かんがい	既耕地（畑）において、各ほ場まで畑地かんがいの施設を施工する事業を対象として、当年度における完了面積を記入する。
エ. 区画整理	既耕地の区画形質を変更する事業を対象として、当年度における完了面積を記入する。
オ. 農用地造成	農用地（農地造成、草地造成）の造成を行う事業を対象として、当年度における完了面積を記入する。 牧草地（草地造成）については、内数として記入する。
(4)下水道等普及状況	調査対象年度の「公共施設状況調査」（総務省自治財政局）に報告した以下の項目について記入する。（単位：百人） ① 総人口（住民基本台帳登録人口＋外国人登録人口） ② 公共下水道 現在処理区域内人口 ③ 農業集落排水施設 現在処理区域内人口 ④ 漁業集落排水施設 現在処理区域内人口 ⑤ コミュニティプラント処理人口 ⑥ 合併処理浄化槽処理人口
(5)農業集落排水施設整備済集落数	市町村における農業集落排水事業及び農村総合整備事業等による整備済み農業集落数を記入する。
(6)次年度実施見込事業費	次年度における実施見込みの事業費を、都道府県単独事業、市町村単独事業及び融資単独事業に係る都道府県、市町村の支出予定額を記入する。この場合、現段階で把握可能な補正見込みも併せて、記入する。事業費の記入については、(2)事業費に準じて記入することとする。

地方単独事業の負担区分と調査対象（概念図）



※ は、都道府県が記入し、他は市町村が記入する。